

長野県小海高等学校同窓会奨学金奨学生 募集要項

1. 趣旨

長野県小海高等学校同窓会は、次代を担う人材を育成することを目的として、「長野県小海高等学校同窓会奨学金」を設立しました。これは、本校に在籍し経済的に困窮な事情にあって進学や就職するために努力を重ねている生徒（以下奨学生）に対して、奨学金を貸与するものです。

また、この奨学金制度によって、本校から社会貢献に寄与できる、多くの有能な人材が輩出されることを期待するものであります。

2. 奨学金の内容・金額

一時金現金5万円（無利子）。他の奨学金制度との併用も可能。

3. 採用予定人数

- (1) 若干名。（基金の範囲内で運用する。）
- (2) 一人、年に1回までの申請とし、毎年申請は可能とする。

4. 申請の資格

- (1) 本校に在籍している生徒。
- (2) 家庭において災害、病気等で収入が激減し、通学するための交通費や学習費用の支払いが困難な生徒。
- (3) 保護者等の市町村住民税所得割額（保護者の合算）が100,000円未満であること。
- (4) 将来への明確な夢や目標に向けて、向学心を持っていること。

5. 申請方法

- (1) 希望する場合、まず生徒の保護者が同窓会事務局（小海高校）に連絡し、状況を伝えるとともに採用枠の確認をする。（申請時期は随時）
- (2) (1)の後に下記の必要書類を作成し、同窓会事務局（小海高校）に提出する。
 - ① 奨学生希望書（様式1）
保護者もしくはそれに準ずる者を保証人として署名、捺印する。
 - ② 理由を証明できる文書を添付する。
災害証明書、診断書、給与明細書等

6. 選考方法

- (1) 提出された書類をもとに、同窓会選考委員会において審査のうえ決定する。
- (2) 審査結果は、保護者へ連絡します。

7. 奨学金引き渡し

奨学生は、保護者同伴のもと学校にて現金をお渡しします。

8. 返済方法

- (1) 在学中に返済のめどが立った場合は、その時点で返済すること。
- (2) 卒業時に返済方法等について事務局に報告すること。
- (3) 高校卒業後3年以内に全額を返済することを原則とするが、進学等で延長を希望する場合は、その旨を事務局へ申し出ること。
- (4) 返済方法は分割、一括のどちらでも可能とする。
- (5) 同窓会選考委員会が奨学生に特別な理由があると認めた場合、返済を免除することがある。

9. その他

奨学金の申請に係る奨学生希望書等については、奨学金事務のため利用し、その他の目的には利用しません。

令和2年6月10日施行